

健 第 874 号  
医 薬 第 1353 号  
令和 2 年 9 月 17 日

公益社団法人岡山県医師会長 }  
一般社団法人岡山県病院協会長 } 殿

岡山県保健福祉部長

### 季節性インフルエンザワクチンの供給について

平素から本県の保健福祉行政の推進につきましては、格別の御理解、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、季節性インフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）の供給について、厚生労働省医政局経済課長、厚生労働省健康局健康課長及び厚生労働省健康局結核感染症課長から別添 1 のとおり通知がありましたので御了知いただくとともに、令和 2 年 9 月 15 日付け岡山県保健福祉部健康推進課長通知「今冬のインフルエンザワクチンの優先的な接種対象者への呼びかけについて」（別添 2）を踏まえ、特に下記事項について、貴会会員に対する周知方よろしくお願ひします。

なお、別添 3 のとおり、岡山県医薬品卸業協会長に対して依頼するとともに、各保健所（支所）長、岡山市保健福祉局長及び倉敷市保健所長に対しても通知しておりますので、念のため申し添えます。

また、本通知は、次のホームページに掲載しております。

【岡山県保健福祉部からの医療安全情報等のお知らせ】

<https://www.pref.okayama.jp/site/361/>

### 記

- 1 今冬のインフルエンザシーズンのワクチンの製造予定量は、令和 2 年 8 月時点における見込みで、3, 178 万本（1 mL を 1 本に換算。別添 1 参照）とされています。
- 2 13 歳以上の者が接種を受ける場合には、医師が特に必要と認める場合を除き「1 回注射」が原則であることを御了知いただくとともに、ワクチンの効率的な活用をお願いします。

3 ワクチンは、製品によっては、同一バイアルで複数回投与できるようにバイアル内に十分な薬液量が充填されています。同一バイアルから複数回の使用が可能とされている製品については、ワクチンの取扱い上の注意等に留意した上で、その効率的な使用に努めるようお願いいたします。例えば、新型コロナウイルス感染症対策として医療機関で行われている時間的・空間的分離の考え方を活用し、診療時間のうち、ワクチン接種を行う時間帯を決めて接種を集中的に行うこと等により、同一バイアルからできるだけ複数回の使用を行うなどが考えられます。

なお、このような製品に関して、既に一部の接種液が吸引されているバイアルを使用する場合は、最初の吸引日時を確認し、最初の吸引から 24 時間を経過していた場合は使用せず、適切に廃棄するようお願いいたします。

4 ワクチンの予約・注文を行う場合にあっては、前年の納入時期及び使用実績並びに新型コロナウイルス感染症の感染予防等を行いながら接種することができる人数を正確に把握した上で、例えば、接種シーズン開始前に、前年の使用実績よりも大幅に多い量の納入を求めることや、製品のロットを指定して早期の一括納入を求めること等、必要以上に早期又は多量の納入を求める予約・注文を行うことは厳に慎むようお願いいたします。また、卸売販売業者が行う分割納入に御協力をお願いいたします。

5 接種シーズン終盤まで在庫ワクチンを抱え、その後返品を行うことは安定供給の妨げになるため、医療機関等においては、返品を前提とした注文及び在庫管理を行わないようお願いいたします。なお、今シーズンの状況に鑑み、厚生労働省は、ワクチンの返品状況を把握するため、接種シーズン終盤にワクチンを返品した医療機関等の名称について、情報収集を行う予定であり、接種シーズン終盤にワクチンを返品した医療機関等の名称について、公表することがありますので、御了知願います。

6 ワクチンの安定供給のための在庫状況調査等を行う必要が生じた場合には、調査に御協力いただくとともに、ワクチン不足が発生した場合には、積極的な融通に御協力をお願いいたします。

医政経発0909第1号  
健 健 発0909第1号  
健 感 発0909第3号  
令和2年9月9日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局経済課長  
厚生労働省健康局健康課長  
厚生労働省健康局結核感染症課長  
（ 公 印 省 略 ）

### 季節性インフルエンザワクチンの供給について

季節性インフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）の供給について、貴職におかれては、下記の事項について、予防接種法（昭和23年法律第68号）上の実施主体である市区町村や医療機関等の貴管内関係者へ周知するとともに、ワクチンの円滑な流通について関係者との連携に努めていただくようお願いする。

なお、新型コロナウイルス感染症の流行が懸念される中、この冬に向けてワクチンの需要が高まる可能性があることを踏まえ、ワクチンの優先的な接種対象者への呼びかけを行うこととしており、具体的な考え方については別途お知らせする。

### 記

#### 1. ワクチンの製造予定量について

今冬のインフルエンザシーズンのワクチンの製造予定量は、令和2年8月時点で、約3,178万本（1mLを1本に換算）の見込み（別添1、2参照）である。これは、4価ワクチンに変更された平成27年度以降、最も多い供給量であり、昨年度の使用量よりも約12%多い。

#### 2. ワクチンの安定供給に係る対策について

新型コロナウイルス感染症の流行が懸念される中、この冬に向けてワクチンの需要が高まる可能性があることから、ワクチンの効率的な使用と安定供給が重要である。このため、昨年度と同様に

- ① 13歳以上の者が接種を受ける場合には医師が特に必要と認める場合を除き「1回注射」であることを周知徹底する
- ② 必要量に見合う量のワクチンを購入すること等を徹底する

こととし、具体的には、以下の事項について、貴管内関係者に対して周知し、かつ協力を要請いただくとともに、各都道府県においても、必要な準備方よろしく願いたい。

（1）予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）に基づくインフルエンザの定期の予防接種

の対象者は以下のとおりであり、今年度のワクチン接種にあたり、これらの者への接種の機会が確保できるよう配慮すること。

ア 65 歳以上の者

イ 60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活が困難な程度の障害を有する者

- (2) 13 歳以上の者に係るワクチンの用法・用量は、いずれの製造販売業者の製品においても、「13 歳以上のものについては、0.5mL を皮下に、1 回又はおよそ 1～4 週間の間隔をおいて 2 回注射する。」とされており、「1 回注射」は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）に基づき承認された用法であることから、13 歳以上の者が接種を受ける場合にあっては、医師が特に必要と認める場合を除き、「1 回注射」が原則であること。

なお、世界保健機関は、ワクチン（不活化ワクチンに限る。）の用法について、9 歳以上の小児及び健康成人に対しては「1 回注射」が適切である旨、見解を示している。

- (3) ワクチンは、製品によっては、同一バイアルで複数回投与できるようにバイアル内に十分な薬液量が充填されている。同一バイアルから複数回の使用が可能とされている製品については、ワクチンの取扱い上の注意等に留意した上で、その効率的な使用に努めること。例えば、新型コロナウイルス感染症対策として医療機関で行われている時間的・空間的分離の考え方を活用し、診療時間のうち、ワクチン接種を行う時間帯を決めて接種を集中的に行うこと等により、同一バイアルからできるだけ複数回の使用を行うことが考えられる。

なお、このような製品に関して、既に一部の接種液が吸引されているバイアルを使用する場合は、最初の吸引日時を確認し、最初の吸引から 24 時間を経過していた場合は使用せず、適切に廃棄すること。

- (4) 各都道府県においては、管内市区町村、都道府県医師会、都道府県卸売販売業者団体等の管内関係者と協議の上、以下の体制等を取り決めておくこと。

ア 貴管内の卸売販売業者及び医療機関等の在庫状況等を短期間（3 日間程度）に把握することが可能な体制

イ ワクチンの偏在等があった場合の、卸売販売業者の在庫に係る融通方法

ウ 接種可能な医療機関等が限定される場合の住民への周知方法

エ 貴管内市区町村との連携の方法及び役割分担

- (5) 12 月上旬にも一定量のワクチンが供給される見込みであること及び今年度はワクチンの優先的な接種対象者への呼びかけを行うことを踏まえて、ワクチンの製造販売業者及び卸売販売業者は、医療機関等の関係者に対して、ワクチンに関する今後の製造量、納入時期等について綿密な情報提供を行うよう努めること。

- (6) ワクチンの予約・注文については、以下の点に留意すること。

ア 医療機関等がワクチンの予約・注文を行う場合には、前年の納入時期及び使用実績並びに新型コロナウイルス感染症の感染予防等を行いながら接種することができる人数を正確に把握した上で、例えば、接種シーズン開始前に、前年の使用実績よりも大幅に多い量の納入を求めることや、製品のロットを指定して早期の一括納入を求めること等、必要以

上に早期又は多量の納入を求める予約・注文を行うことは厳に慎むこと。

また、ワクチンの予約・注文は、接種希望者から申し込みがあった段階で必要に応じて行うことが望ましいこと。

イ 卸売販売業者は、医療機関等からの予約・注文を受ける場合には、ワクチンに関する在庫等について綿密な情報提供を行うように努めること。

ウ 卸売販売業者は前年の納入実績及び返品実績を確認するとともに、医療機関等から追加注文を受ける際には、ワクチンの偏在が起らないように、初回注文で納入した医療機関等の在庫を確認した上で、随時、必要量を供給すること。

なお、卸売販売業者は、前年に納入実績のない医療機関等から新たにワクチンの注文があった場合には、全体の注文量の状況を踏まえて調整する必要があるが、新規開業の医療機関等が不利とならないよう、適切に配慮すること。

(7) ワクチンの大量注文を行う医療機関等へ一度にワクチンが納入された場合、市場に流通するワクチンの在庫量に与える影響が大きいことから、卸売販売業者は前年の納入実績及び返品実績を確認するとともに、当該医療機関等においてワクチン接種に支障をきたす場合を除いてはワクチンの分割納入を行うこととし、この取扱いに医療機関等も協力すること。

(8) 接種シーズン終盤まで在庫ワクチンを抱え、その後返品を行うことは安定供給の妨げになるため、医療機関等においては、返品を前提とした注文及び在庫管理を行わないこと。

なお、昨シーズンにおいても、ワクチンの返品が見受けられた。今シーズンの状況に鑑み、厚生労働省は、ワクチンの返品状況の実態を把握するため、接種シーズン終盤にワクチンを返品した医療機関等の名称について、関係者への情報提供を前提に情報収集を行う予定であること。また、接種シーズン終盤にワクチンを返品した医療機関等の名称について、公表することがあること。

併せて、「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」（平成30年1月23日厚生労働省医政局長・保険局長通知）にも返品の扱いについて示されているので参照すること。

(9) 卸売販売業者は、地域間、営業所間の在庫融通を積極的に行うとともに、(1)のとおり、定期の予防接種の対象者への接種機会が確保できるよう、随時、必要なワクチンの供給を行い、ワクチンの偏在が起らないよう配慮すること。また、(4)も踏まえ、都道府県及び市区町村と必要な連携を行うこと。

(10) 貴管内でワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、関係者に対する聴取や調査等を行って貴管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、(4)の管内関係者の取り決めも踏まえ、地域間の融通等を行うこと。

なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等を行うこと。

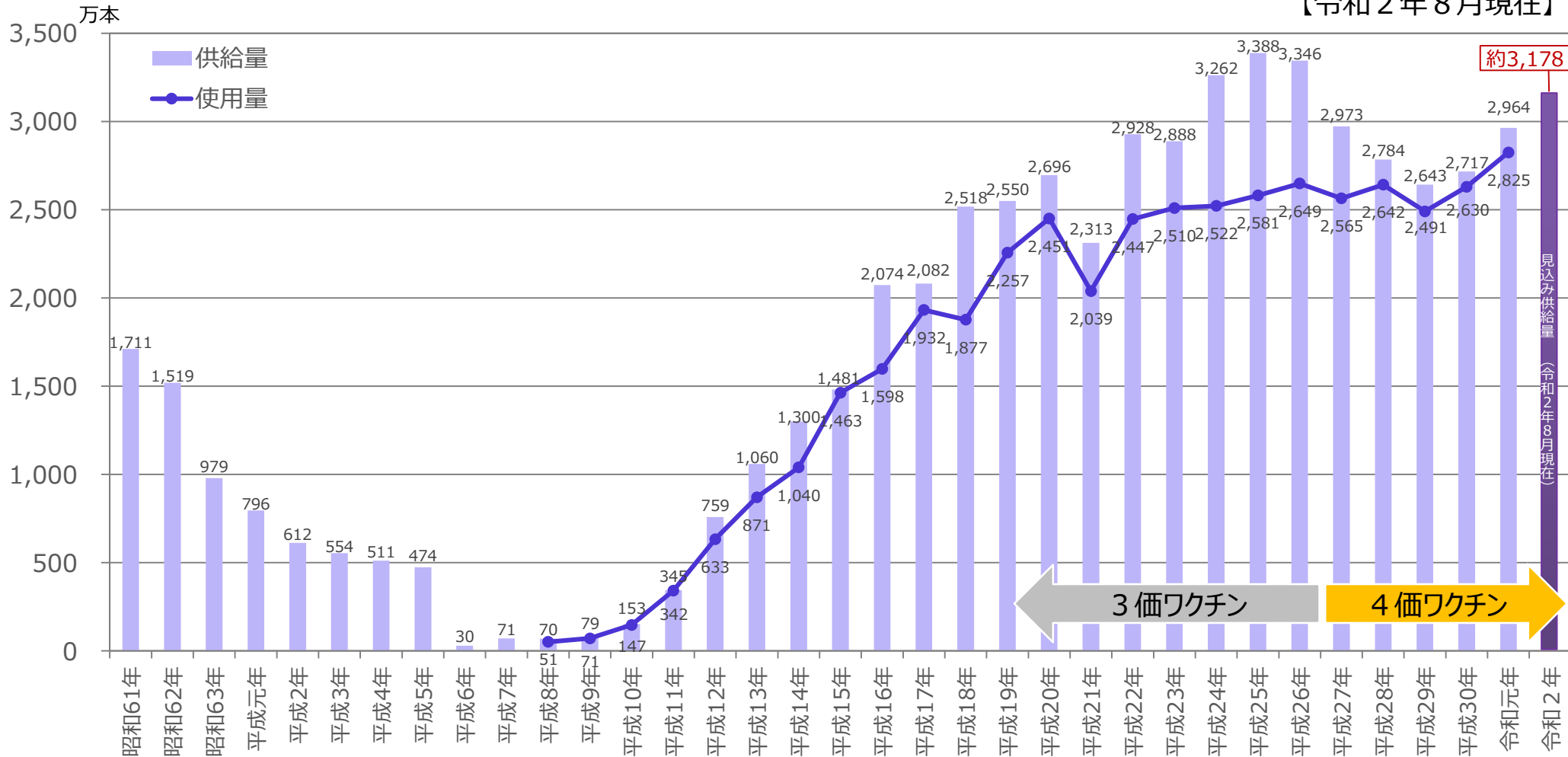
その上でなお、ワクチン供給の滞りや偏在等の問題が解消されない場合には、厚生労働省健康局健康課予防接種室に対し、その状況を報告すること。

(11) その他、今後、ワクチンの需給が逼迫する事態が発生した場合には、必要に応じて、更なる安定供給対策の実施等について協力を依頼することがあること。

# 2020/21シーズンのインフルエンザワクチンの供給について（その1）

- 2020/21シーズンに供給されるインフルエンザワクチンの見込み量は約3,178万本と、昨年度から約7%増加し、4価ワクチンに変更された平成27年以降で最大の供給量となる見込み。統計のある平成8年以降、最大だった昨年の使用量(2,825万本)と比較すると、約12%多い。

【令和2年8月現在】

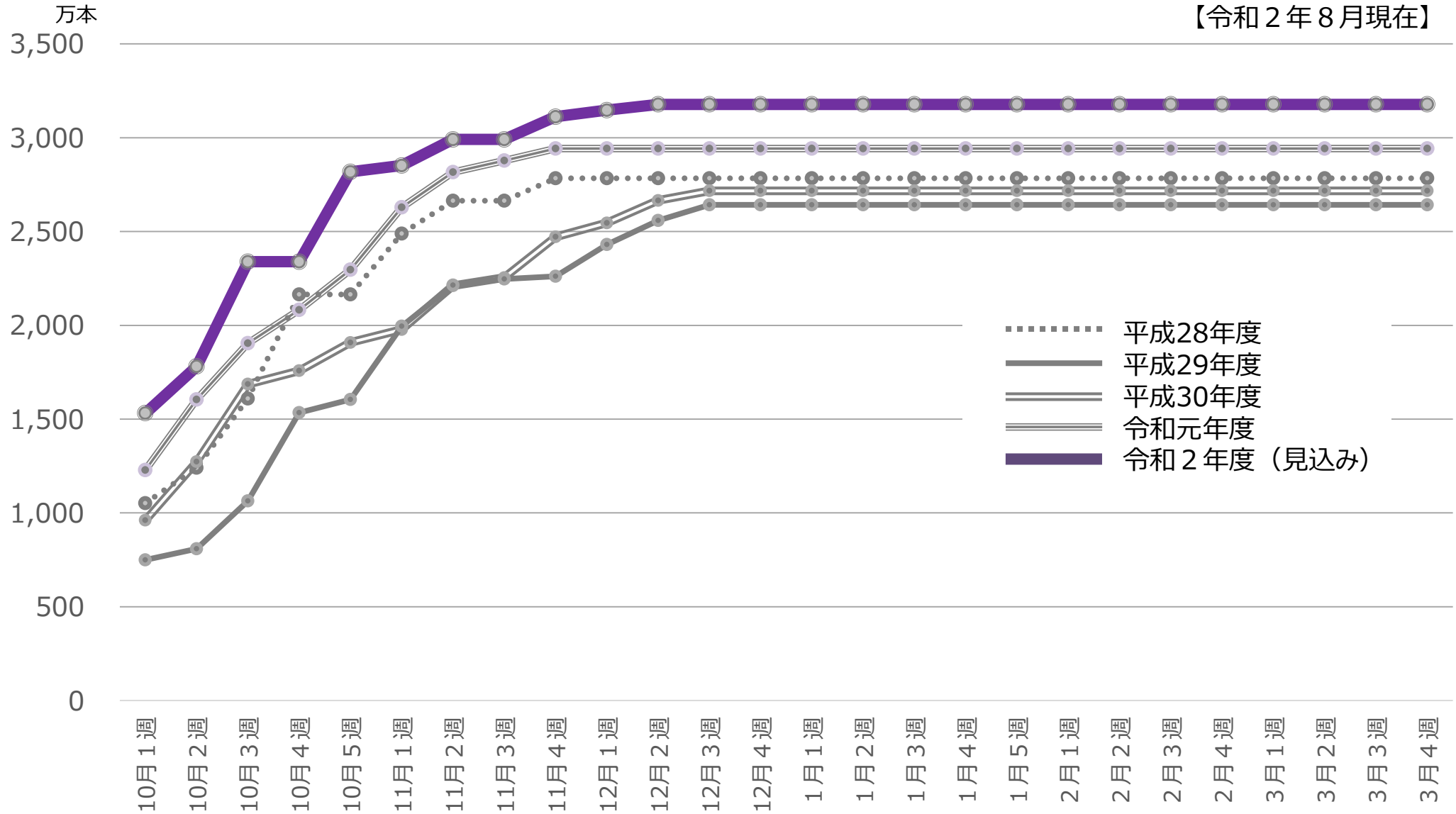


※1 平成7年以前の使用量は不明

※2 1mL換算

# 2020/21シーズンのインフルエンザワクチンの供給について（その2）

【令和2年8月現在】



注1) 供給量は、いずれも1mL換算。

注2) 令和2年8月現在、ワクチン製造は完了していないため、将来の製造効率の変動や国家検定の影響の可能性については、令和元年度の実績と同様と仮定して供給量及び供給時期を算出。

健 第 8 5 5 号

令和2年9月11日

(公社) 岡山県医師会長 殿

岡山県保健福祉部健康推進課長

(公 印 省 略)

今冬のインフルエンザワクチンの優先的な接種対象者への呼びかけについて

このことについて、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から別添のとおり事務連絡がありましたのでお知らせします。

つきましては、65歳以上の高齢者等への優先接種について、貴会員への周知をお願いいたします。

また、「岡山県小児に対するインフルエンザワクチン接種支援事業」については、10月1日からの事業開始としますが、10月25日までは、65歳以上の高齢者等への接種を優先することとし、当事業の対象者への接種は、可能な限り10月26日以降となるようご配慮いただくとともに、貴会員へも併せて周知をお願いいたします。

なお、事務連絡は次のホームページに掲載しています。

記

岡山県保健福祉部からの医療安全情報等のお知らせ

<http://www.pref.okayama.jp/site/361/>

岡山県保健福祉部健康推進課

感染症対策班

TEL:086-226-7331

FAX:086-225-7283



健 第 855号

令和2年9月11日

(一社) 岡山県病院協会長 殿

岡山県保健福祉部健康推進課長

(公 印 省 略)

今冬のインフルエンザワクチンの優先的な接種対象者への呼びかけについて

このことについて、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から別添のとおり事務連絡がありましたので、御了知の上、貴会員への周知をお願いいたします。

なお、この事務連絡は次のホームページに掲載していますのでお知らせいたします。

記

岡山県保健福祉部からの医療安全情報等のお知らせ

<http://www.pref.okayama.jp/site/361/>

岡山県保健福祉部健康推進課

感染症対策班

TEL:086-226-7331

FAX:086-225-7283

令和2年9月11日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症  
対策推進本部

今冬のインフルエンザワクチンの優先的な接種対象者への呼びかけについて

今冬のインフルエンザワクチンについては、4価ワクチンに変更された平成27年以降で最大の供給量となる約3,178万本を確保できる見込みです。一方、新型コロナウイルス感染症の流行が懸念される中、この冬に向けてインフルエンザワクチンの需要が高まる可能性があります。

インフルエンザワクチンについては、65歳以上の方等<sup>1</sup>が予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく定期接種対象者となっています。また、日本感染症学会の提言<sup>2</sup>では、医療関係者、高齢者、ハイリスク群（妊婦等）、小児（特に乳幼児（生後6ヶ月以上）から小学校低学年（2年生））への接種が強く推奨されるとされています。

これらを踏まえ、次のインフルエンザ流行に備えて、予防接種法に基づく定期接種対象者のほか、日本感染症学会の提言で接種が強く推奨されている方々（医療従事者、65歳未満の基礎疾患を有する者、妊婦、乳幼児（生後6ヶ月以上）から小学校低学年（2年生）までの方々）がインフルエンザワクチンの接種を希望される場合に、その機会を逸することのないよう、接種の時期についての呼びかけを行うことといたしました。

貴職におかれましては、予防接種法上の実施主体である市区町村や医療機関等の貴管内関係者へ周知するとともに、インフルエンザワクチンの円滑な接種に向けて、関係者との連携に努めていただきますようお願いいたします。

<sup>1</sup> ①65歳以上の者又は②60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能に自己の身の日常生生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者（予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第1条の3及び予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第2条の2）

<sup>2</sup> 今冬のインフルエンザとCOVID-19の備えについて（令和2年8月3日一般社団法人日本感染症学会提言）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10906000/000663057.pdf>

## 1. 現状について

- インフルエンザワクチンについては、4価ワクチンに変更された平成27年以降で最大の供給量となる約3,178万本を確保できる見込みである。一方、新型コロナウイルス感染症の流行が懸念される中、この冬に向けてインフルエンザワクチンの需要が高まる可能性がある。
- インフルエンザワクチンについては、65歳以上の方等が予防接種法に基づく定期接種対象者となっている。また、日本感染症学会の提言では、医療関係者、高齢者、ハイリスク群（妊婦等）、小児（特に乳幼児（生後6ヶ月以上）から小学校低学年（2年生））への接種が強く推奨されるとされている。
- このため、次のインフルエンザの流行に備え、①予防接種法に基づく定期接種対象者に加えて、②医療従事者、65歳未満の基礎疾患を有する者、妊婦、乳幼児（生後6ヶ月以上）から小学校低学年（2年生）までの方々についても、インフルエンザワクチンの接種（任意接種）を希望する場合は、その機会を逸することのないよう、接種の時期について次のように呼びかけを行うこととする。

## 2. インフルエンザワクチン接種の呼びかけについて

- 原則として、①予防接種法に基づく定期接種対象者（65歳以上の方等）の方々でインフルエンザワクチンの接種を希望される方は10月1日（木）から（※）接種を行い、それ以外の方は、10月26日（月）まで接種をお待ちいただくよう、国民に呼びかける。
- 10月26日（月）以降は、特に、②医療従事者、65歳未満の基礎疾患を有する方、妊婦、乳幼児（生後6ヶ月以上）～小学校低学年（2年生）の方々で、インフルエンザワクチンの接種を希望される方に対して、接種できる旨を呼びかけることとする。
- なお、これら以外の方々についても、10月26日（月）以降は接種をお待ちいただく必要はない。

（※）自治体によってはワクチンの接種開始時期が異なり得ること。

## 3. 留意事項について

- 厚生労働省では、インフルエンザワクチンの接種時期の呼びかけについて、厚生労働省ホームページやリーフレット（別添）等を用いて周知することとしている。

これらの資材等を必要に応じて活用しつつ、広く周知を行うこと。

- このほか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「新しい生活様式」をはじめとする①密閉、密集、密接の3つの「密」の回避、②手洗い、咳エチケット等の実施、③定期的な清掃、十分な換気の実施等の具体的な対策について、厚生労働省ホームページやリーフレット等を用いて周知している。これらの資材等を必要に応じて活用しつつ、新しい生活様式の定着に向けて、広く周知を行うこと。

(参考) 今冬のインフルエンザワクチンの優先的接種の呼びかけ  
Q & Aについて

Q 1. 季節性インフルエンザワクチンは供給不足なのでしょうか。

- 2020/2021 シーズンのインフルエンザワクチンの供給については、4 価ワクチンに変更された平成 27 年度以降で最大の供給量となる約 3,178 万本（成人で 1 回接種の場合、約 6,356 万人分）を確保できる見込みで、これは統計のある平成 8 年以降、最大だった昨年度の使用量（約 2,825 万本）と比較して、約 12%多い量になります。
- 厚生労働省では、できるだけ多くの方がインフルエンザワクチンを接種できるよう、インフルエンザワクチンの供給量を確保するとともに、効率的なワクチン接種を推進していきます。

Q 2 インフルエンザワクチン接種の呼びかけ対象者以外の方は、ワクチンを接種してはいけないのでしょうか。

- 呼びかけの対象者以外の方がインフルエンザワクチン接種を希望する場合、接種を妨げるものではありません。
- 新型コロナウイルス感染症の流行が懸念されるなか、インフルエンザワクチンの需要が高まる可能性あることから、定期接種対象者に加え、医療従事者、65 歳未満の基礎疾患を有する者、妊婦、乳幼児（生後 6 ヶ月以上）から小学校低学年（2 年生）までの方々に、希望される方々に接種の機会が行き届くよう、接種時期のご協力をお願いするものです。

Q 3 呼びかけ対象者は必ずインフルエンザワクチン接種しないとけないのでしょうか。

- インフルエンザワクチン接種の呼びかけを受けて、必ず接種しなければならないものではありません。
- インフルエンザワクチンの接種によって、インフルエンザの重症化を予防する効果や発症をある程度抑える効果が期待できる一方、健康状態等によっては副反応などが生じる場合もありますので、かかりつけ医などと相談しつつ、接種を検討いただくようお願いいたします。

Q 4 呼びかけの対象者となる医療従事者や基礎疾患の定義は何でしょうか。

- 今回の呼びかけは、日本感染症学会の提言等を踏まえて、定期接種対象者に加えて、医療従事者、65歳未満の基礎疾患を有する者、妊婦、乳幼児（生後6ヶ月以上）から小学校低学年（2年生）までの方々を対象に、希望される方に接種の機会が行き届くよう、呼びかけを行うものです。
- 呼びかけを行う方以外のワクチンの接種を妨げるものではないことから、厳密な定義を設けることは考えておりません。かかりつけ医などとも相談しつつ、各自でご判断いただくようお願いいたします。

# 季節性インフルエンザワクチン 接種時期ご協力をお願い



今年は過去5年で最大量（最大約6300万人分）のワクチンを供給予定ですが、より必要とされている方に確実に届くように、ご協力をお願いします。

10月 1日～

**接種希望の方はお早めに**

**65歳以上の方（定期接種対象者）※**

※65歳以上の方のほか、60歳から65歳未満の慢性高度心・腎・呼吸器機能不全者等  
※定期接種の開始日は、お住まいの市町村で異なりますのでご確認下さい。

**上記以外の方は**

**10月26日まで接種をお待ちください**

65歳以上の方の接種ができるよう  
ご協力をお願いいたします

10月26日～

**接種希望の方はお早めに**

**医療従事者**

**基礎疾患を有する方**

**妊婦**

**生後6ヶ月～小学校2年生**

**上記以外の方も接種できます**

## 皆様へのお願い

- ・感染防止の3つの基本である ①**身体的距離の確保**、②**マスクの着用**、③**手洗い** の徹底もお願いします。
- ・接種に当たっては、あらかじめ医療機関に**お電話での予約**をお願いします。
- ・インフルエンザワクチンは重症化予防などの効果がある一方で、発病を必ず防ぐわけではなく、接種時の体調などによって副反応が生じる場合があります。医師と相談の上、接種いただくとともに、接種後に体調に異変が生じた場合は医療機関にご相談いただくようお願いいたします。
- ・お示した日程はあくまで目安であり、前後があっても接種を妨げるものではありません。

健 第 874 号  
医 薬 第 1353 号  
令和2年9月17日

岡山県医薬品卸業協会長 殿

岡山県保健福祉部長

季節性インフルエンザワクチンの供給について（依頼）

平素から本県の保健福祉行政の推進につきましては、格別の御理解、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、季節性インフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）の供給について、厚生労働省医政局経済課長、厚生労働省健康局健康課長及び厚生労働省健康局結核感染症課長から別添1のとおり通知がありましたので御了知いただくとともに、令和2年9月15日付け、岡山県保健福祉部医薬安全課事務連絡「今冬のインフルエンザワクチンの優先的な接種対象者への呼びかけについて」（別添2）を踏まえ、下記事項について貴会会員に対する周知方よろしくお願いします。

なお、別添3のとおり、公益社団法人岡山県医師会長及び一般社団法人岡山県病院協会長に対して依頼するとともに、各保健所（支所）長、岡山市保健福祉局長及び倉敷市保健所長に対しても通知しております。

記

- 1 今冬のインフルエンザシーズンのワクチンの製造予定量は、令和2年8月時点における見込みで、3,178万本（1mLを1本に換算。別添1参照）とされています。
- 2 今年度はワクチンの優先的な接種対象者への呼びかけを行うことを踏まえて、医療関係者等に対して、ワクチンに関する今後の製造量、納入時期等について綿密な情報提供を行うようお願いいたします。
- 3 医療機関等からの予約・注文を受ける場合にあっては、ワクチンに関する在庫量等の正確な情報提供を行うようお願いいたします。また、前年度の納入実績及び返品実績を確認するとともに、医療機関等から追加注文を受ける際には、初回注文



により納入した医療機関等の在庫を確認した上で、必要量の供給を随時行い、ワクチンの偏在が起らないように御配慮願います。

- 4 ワクチンの初回注文又は追加注文において、大量注文を行う医療機関等へ一度にワクチンが納入された場合、市場に流通するワクチンの在庫量に与える影響が大きいことから、前年の納品実績及び返品実績を確認するとともに、当該医療機関等においてワクチン接種に支障をきたす場合を除いてはワクチンの分割納入を行うようお願いいたします。
- 5 地域間、営業所間の在庫融通を積極的に行うとともに、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）に基づくインフルエンザの定期の予防接種の対象者への接種の機会が確保できるよう、また、別添2の事務連絡に基づき必要量の供給を随時行い、ワクチンの偏在が起らないよう御配慮願います。
- 6 今年度も、ワクチンの安定供給のための在庫状況調査等に御協力をお願いします。

健 第 874 号  
医 薬 第 1353 号  
令和2年9月17日

各保健所（支所）長 殿

保健福祉部長  
（公印省略）

季節性インフルエンザワクチンの供給について（通知）

このことについて、別添のとおり厚生労働省医政局経済課長、厚生労働省健康局健康課長及び厚生労働省健康局結核感染症課長から通知があり、別添（写）のとおり、公益社団法人岡山県医師会長、一般社団法人岡山県病院協会長及び岡山県医薬品卸業協会長に対して依頼するとともに、岡山市保健福祉局長及び倉敷市保健所長に対して通知しておりますので、御了知願います。

また、ワクチンを効率的に活用することが重要であることから、13歳以上の者が接種を受ける場合には医師が特に必要と認める場合を除き「1回注射」が原則であることの周知をよろしく願います。

さらに、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）に基づくインフルエンザの定期の予防接種の対象者（65歳以上の者及び60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活が困難な程度の障害を有する者）への接種の機会が確保できるよう貴管下市町村に対して依頼方よろしく願います。

なお、ワクチンの安定供給のための在庫状況調査等を行う必要が生じた場合には、調査に御協力をお願いします。

健 第 874 号  
医 薬 第 1353 号  
令和 2 年 9 月 17 日

岡山市保健福祉局長 }  
倉敷市保健所長 } 殿

岡山県保健福祉部長

季節性インフルエンザワクチンの供給について（通知）

このことについて、別添のとおり厚生労働省医政局経済課長、厚生労働省健康局健康課長及び厚生労働省健康局結核感染症課長から通知があり、別添（写）のとおり、公益社団法人岡山県医師会長、一般社団法人岡山県病院協会長及び岡山県医薬品卸業協会長に対して依頼するとともに、各県保健所（支所）長に対して通知しておりますので、御了知願います。

また、ワクチンを効率的に活用することが重要であることから、13歳以上の者が接種を受ける場合には医師が特に必要と認める場合を除き「1回注射」が原則であることの周知をよろしく願います。

さらに、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）に基づくインフルエンザの定期の予防接種の対象者（65歳以上の者及び60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活が困難な程度の障害を有する者）への接種の機会が確保できるようよろしく願います。

なお、ワクチンの安定供給のための在庫状況調査等を行う必要が生じた場合には、調査に御協力をお願いします。